

議案第108号

訴訟上の和解について

上記の議案を提出する。

平成28年11月24日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

訴訟上の和解について

下記により訴訟事件について和解する。

記

1 事件名

東京地方裁判所平成26年(行ウ)第[]号未払残業代請求事件

2 当事者

原告 []

被告 板橋区

3 和解の内容

- (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として500万円を支払う。
- (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 事件の概要

元区職員であった原告は、平成24年4月から平成26年1月までの間、休日も含め概ね午前6時から翌日午前1時まで稼働していたなどとして、この間に発生した未払残業代、労働基準法第114条に基づく付加金等の支払を求めて訴えを提起した。

(提案理由)

裁判所の勧告に基づき和解する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき提出するものである。